

議案第35号

鹿児島県部等設置条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県部等設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県部等設置条例の一部を改正する条例

鹿児島県部等設置条例（昭和27年鹿児島県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

(5) 国際関連施策の企画及び調整に関する事項

第5条第1号中「及び国際交流」を削る。

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表総合政策部の表中1の項を2の項とし、同項の前に次のように加える。

1 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）及び旅券法施行規則（令和4年外務省令第10号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（別に規則で定めるものを除く。） (1) 法第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請の受理 (2) 法第3条第2項ただし書の規定による申請者の身分上の事実の確認 (3) 法第3条第2項第2号の規定による申請者の身分上の事実の認定 (4) 法第3条第3項（法第9条第3項において準用する場合を含む。）の規定による申請者の確認等 (5) 法第3条第5項の規定による申請者の現有旅券の確認 (6) 法第8条第1項（法第9条第3項及び第10条第4項において準用する場合を含む。）及び第3項の規定による一般旅券の交付 (7) 法第9条第1項の規定による渡航先の追加の申請の受理 (8) 法第17条第1項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理 (9) 法第17条第3項の規定による届出者の確認等 (10) 法第19条第5項の規定による返納される一般旅券の受理 (11) 法第19条第6項の規定による返納を受けた一般旅券の還付 (12) 省令第7条第1項の規定による申請者が出頭しない場合の申	鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島
---	--

請の申出の受理 (13) 省令第7条第2項の規定による出頭した者が申請者の指定した者であることの確認等	町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町及び与論町
--	----------------------------

別表観光・文化スポーツ部の表を削る。

- 3 鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。
別表第1 総合政策部の表中3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項の次に次のように加える。

2 旅券法 （昭和26年法律第267号。 以下この項において「法」という。） の施行に関する事務	(1) 法第3条第1項 本文, 第5条, 第10条第1項及び第11条の規定に基づく一般旅券の発給	一般旅券 発給手数料	ア 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により申請をする場合 1,900円（法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては, 3,900円） イ アに掲げる場合以外の場合 2,300円（法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては, 4,300円）
	(2) 法第9条第1項の規定に基づく一般旅券の渡航先の追加	一般旅券 渡航先追加手数料	300円

別表第1 観光・文化スポーツ部の表中2の項を削り、3の項を2の項とする。

(提案理由)

観光・文化スポーツ部で所管している業務を総合政策部に移管する等のため、所要の改正をしようとするものである。